



平成 20 年 9 月 17 日

各 位

会 社 名 サイバーステップ株式会社

代表者名 代表取締役社長 佐藤 類
(コード番号 3810 東証マザーズ)

問合せ先 経営管理室長 今坂るみ
(TEL. 03 - 5465 - 1500)

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成20年9月17日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社第8期定時株主総会で承認されました「当社の取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件」について、ストックオプションとしての新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集を行うことにつき決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の名称

サイバーステップ株式会社 第 17 回新株予約権

2. 割当対象者及びその人数並びに割当てる新株予約権の数

割当対象者	人数	割当個数
当社取締役(社外取締役を除く)	2 名	1,200 個

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式1,200株

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 新株予約権の総数

1,200個

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、1株とする。

(ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という)に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株あたりの行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のうちいずれか高い金額(1円未満は切上げ)とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)および商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \frac{\text{既発行}}{\text{行使価額}} \times \frac{\text{新規発行}}{\text{株式数}} + \frac{\text{既発行}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \frac{1}{\text{株式数}} \times \frac{1}{\text{1株あたり時価}} \times \frac{1}{\text{1株あたり}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年10月4日から平成26年10月3日まで

ただし、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の割当日

平成20年10月3日

(7) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 貸渡による新株予約権の取得の制限

貸渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者が本新株予約権を行使するには、本新株予約権発行日後行使するまでの間、以下の要件を満たしていることを要する。

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 禁固刑以上の刑に処せられていないこと。
- ③ 書面により割当られた本新株予約権を全部または一部を放棄する旨を申し出ていないこと。
- ④ 死亡していないこと。(なお、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。)
- ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(10) 新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 組織再編時の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

□ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(1)に準じて決定する。

二 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使の条件

(9)に準じて決定する。

ト 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

(10)に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

《ご参考》

① 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成20年8月1日

② 定時株主総会の決議日 平成20年8月22日

以上